気仙沼市出身学生応援地場産品給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条　この要綱は，新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ｡)の影響により，帰省等移動の自粛やアルバイト等による生活費の確保が困難となっている気仙沼市出身で市外在住の学生に対する地域の産品を活用した応援物資の給付に関し，必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1) 学生 市外に設置された学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園，小学校，中学校及び義務教育学校を除く。)，同法第97条に規定する大学院，同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校に在学する学生をいう。

(2) 応援物資 地場産品等，市外在住の学生の生活を応援する物資をいう。

(給付の対象者)

第3条　応援物資の給付の対象となる者(以下「給付対象者」という。)は，次の各号のいずれにも該当する者のほか，当該各号に準じる者として市長が認める者とする。

(1) 市内中学校又は市内高等学校を卒業した者

(2) 日本国内かつ市外在住の学生

(3) 平成２年４月２日から平成17年４月１日までに生まれた者

(給付の要件)

第4条　応援物資の給付は，給付対象者1人につき，1回を限度とする。

(給付の申請)

第5条　応援物資の給付を受けようとする者は，気仙沼市出身学生応援地場産品給付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に，次の各号に掲げる書類を付して，市長に給付申請を行うものとする。

(1) 給付対象者が，日本国内かつ市外において生活を行っていることを確認することがで

　きる書類の写し

(2) 給付対象者が，学生であることを確認することができる書類の写し

　（電子情報処理組織を使用した申請）

第６条　前条の申請は，気仙沼市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成22年３月23日条例第８号）第３条に基づき，電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は，当該申請等につき書面等に記載すべきこととされている事項及び電子情報処理組織の使用に当たり必要な事項として気仙沼市が入力を求める事項を，前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して，申請等を行わなければならない。

２　前項の規定により申請等が行われる場合において，気仙沼市は，当該申請等につき添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され，若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項を，併せて申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力させ，及び気仙沼市の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録させることができる。

(給付の決定)

第７条　市長は，前２条の規定による申請書を受理したときは，速やかに必要な事項を審査の上，給付の可否を決定し，当該申請者に対し，気仙沼市出身学生応援地域産品給付可否決定通知書(様式第2号)を送付するものとする。

(応援物資の給付)

第８条　市長は，前条の規定により給付を決定した者に対して，応援物資を給付するものとする。

(委任)

第９条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

(施行期日)

この告示は，令和2年７月21日から施行する。